

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

欧州委員会は、サステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示要件について大幅な軽減を提案

目次

背景

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）改正案

EUタクソノミー規則改正案

企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）改正案

次のステップ

詳細情報

このiGAAP in Focusは、欧州委員会（EC）が2025年2月26日に公表した、企業のサステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法規制（「オムニバスプロポーザル」）を説明するものとなっています。これらのプロポーザルは、炭素国境調整メカニズム（CBAM）とインベストEU（InvestEU）規則の改正を含むパッケージの一部を形成しています。

- ECは、企業のサステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示の報告負担を、大幅に削減することを目的としたオムニバスプロポーザルを公表しました。
- この提案では、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、貸借対照表日の平均従業員数が1,000人超、かつ売上高が5,000万ユーロ超、または総資産が2,500万ユーロ超のEU域内企業にのみ適用されます。
- また、現行のCSRDの下での報告義務適用開始を2年延期させることとし、Wave2（Wave1に含まれていなかった大企業）は2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）は2026年から2028年にそれぞれ延期します。
- 企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の報告要件も簡素化され、削減されることになります。報告要件の第一弾の実施期限は、2028年に1年延期されます。
- この提案では、平均従業員数1,000人超かつ売上高4億5,000万ユーロ以下の大企業は、EUタクソノミー規則に準拠する必要はありません。ただし、ECは、これらの企業が、自身の活動がタクソノミー規則の下で環境的にサステナブルな経済活動と適合している、または部分的に適合していると主張する意図がある場合、これらの企業に対して「オプトイン（opt-in）」制度を導入します。平均従業員数が1,000人超、売上高が4億5,000万ユーロ超の大企業は、報告が義務付けられています。
- パッケージの一部として、ECは、タクソノミー開示、気候および環境委任法の改正案に関する[パブリックコンサルテーション](#)も開始しました。このコンサルテーションのコメント期間は2025年3月26日までとなっています。
- 次のステップとして、ECの提案は欧州議会と欧州連合理事会に提出され、EUの通常の立法手続きの下で精査されます。最終決定され採択されれば、この法律はEU官報に掲載された後に発効し、加盟国の各国法に法制化される必要があります。

詳細については、以下のWebサイトをご参照ください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com

特定の企業に対するCSRDおよびCSDDDの延期

2025年4月3日、欧州議会は、欧州委員会の提案を承認しました。この提案は、CSRDの範囲に含まれるWave2とWave3の企業に対するCSRDの適用を延期し、大企業に対するCSDDDの法制化と適用を1年延期するものとなっています。この法案を発効するには、2025年3月26日にこの法案を既に支持したEU理事会の正式な承認が必要となります。最終決定されれば、この法律はEU官報に掲載されることになります。2025年の報告期間に間に合うよう発効させるため、EU加盟国は2025年12月31日までに法制化することが期待されています。

ESRSの改訂

ECは2025年3月27日に、EFRAGサステナビリティ報告委員会に対し、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の簡素化に関するテクニカルアドバイスを提供するように要請しました。ECは、ESRSを改正する委任法案を採択する際に、このテクニカルアドバイスを考慮する予定です。ECは2025年10月31日までにテクニカルアドバイスを受けることができるよう要請しています。これにより、企業が2027年の報告期間に改訂基準の適用が間に合うように、ESRSが委任法として採択されることが可能となり、また2026年の報告期間に任意適用するという選択肢も可能となります。ECは、ESRSの予定されている改訂の目的を以下のように定めています。

- 必須のESRSデータポイント数の大幅な削減
- 不明瞭な条項の明確化
- 重要性の原則の適用方法のさらなる明確化
- 基準の構成と表示の簡素化
- 国際的なサステナビリティ報告基準との相互運用性の向上
- ESRSを最初に適用した企業の経験により得られた考慮事項の反映

背景

EUは、2050年までに脱炭素経済になるという野心的なフレームワークを打ち出しました。欧州委員会の委託により、2024年9月に発表された[ドラギ・レポート](#)は、脱炭素政策が産業、競争、経済、貿易政策とうまく統合された場合、成長の強力な推進力となり得ると述べています。

ドラギ・レポートの分析に基づき、ECは2025年1月に[EU競争力コンパス（羅針盤）（Competitive Compass）](#)を公表しました。これは今後5年間の作業の指針となることを意図しており、欧州の経済的活力を再活性化することを意図した優先的な行動を列挙しています。

競争力コンパスで、欧州委員会は、企業の規制および管理上の負担（administrative burdens）を軽減するための一連の法規制案（いわゆるオムニバスプロポーザルを含む）を発表しました。本稿は、オムニバスプロポーザルのシリーズ第一弾で、サステナビリティ報告に関する開示要件について説明します。

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）改正案

2022年12月16日、CSRDはEU官報に掲載されました。CSRDは、EUのサステナブルファイナンスパッケージの中心部分であり、EU全体のサステナブルな活動に向けた資本の流れを改善することを目的としています。CSRDによって、非財務報告指令（NFRD）が置き換えられ、会計指令、透明性指令、監査指令、および対応する監査規則が改正されました。

EU加盟国は、2024年7月6日までにCSRDを法制化することが期待されていました。本文書の発行日時時点で、すべてのEU加盟国が各国法への法制化を完了しているわけではありません。

オムニバスプロポーザルは、CSRDの適用対象企業の範囲を簡素化するものとなっています。CSRD改正案は、従業員数1,000人超かつ売上高5,000万ユーロ超、または総資産が2,500万ユーロ超のEU域内企業に適用されます。連結ベースでこれらの基準を満たすEU域内の親会社についても同様に適用されます。上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業を含めたこれらの基準を満たさないEU域内企業は、CSRDの対象外となります。対象外の企業について、ECは、2024年12月にEFRAGによって公表された中小企業（SMEs）向けの任意の報告基準に基づき、別途任意の報告基準の委任法を採択し、適用する予定です。

さらに、この提案は、現行のCSRDの下での報告義務適用開始を2年延期させることとし、Wave2（Wave1に含まれていなかった大企業）は2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）は2026年から2028年にそれぞれ延期します。延期の目的は、これらの企業が2025会計年度（Wave2）または2026会計年度（Wave3）に報告を要求され、その後この要求を免除される状況を回避することにあります。

Observation

全てではありませんが、多くのEU加盟国が現行のCSRD（すなわち2022年12月にEU官報に掲載されたもの）を各国法へ法制化しています。法制化されたCSRDは、オムニバスプロポーザルが最終化され改正が法制化されるまで、これらの国に拠点を置く企業に適用されます。したがって、各国で法制化されたCSRDは、現在、2024年1月以降開始の会計年度にCSRD適用対象となる企業に、引き続き適用されます。Wave2とWave3の報告要件を延期する提案は、2025年12月31日までに法制化される予定であり、2025年の報告期間に間に合うように発効する予定となっています。

この提案では、EU域外の最終親会社の子会社または支店に、グループの影響に関するサステナビリティ報告の開示を求める売上高の閾値が、EU域内で発生した売上高1億5,000万ユーロから4億5,000万ユーロに引き上げられます。EU支店の閾値は4,000万ユーロから5,000万ユーロに引き上げられ、EU子会社の閾値は会計指令で定義されているとおり大企業に限定されます。

Observation

現在施行されているCSRDは、EU域外の最終親会社の子会社または支店は、2028年開始以降の期間からグループのサステナビリティ事項への影響について報告することが義務付けられています。報告書は、2026年6月30日までにECが採択する第三国企業のサステナビリティ報告基準、包括的なESRS、または同等とみなされる基準のいずれかを使用して作成する必要があります。同等の規定を含め、グループがどのような報告要件に従う必要があるかは、これ以上明記されていません。

また、ECは大規模企業から小規模企業へのデータ要求について「トリクルダウン（trickle-down）」を軽減することを目指しています。提案の下、従業員数が1,000人未満のバリューチェーン内の企業に対して、委任法として採択予定の任意の報告基準（開発予定—上記参照）において規定された情報を超えてそれらの企業に対して情報を要求することは認められません。

欧州サステナビリティ報告基準

企業に報告が求められるデータポイント数の大幅な削減、不明瞭な規定の明確化、他の法規制との整合性の改善を図ることを目的とし、2023年12月にEU官報に掲載された、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を制定するための委任法を改正するコミットメントが提案に含まれています。ECは、もはやセクター別ESRSまたは上場中小企業（SME）向けのサステナビリティ報告基準を採用することを計画していません（これらの企業はCSRD対象外であるため）。

また、パッケージでは、マークアップに関する規則が適用されるまでは、企業が、特定の電子報告形式で経営者報告書を作成し、電子報告形式に沿ってサステナビリティ報告をマークアップすることを要求されるべきではないと提案しています。

保証

このパッケージでは、ECは、2026年までに欧州サステナビリティ保証基準を導入する義務ではなく、限定的保証業務で実行すべき手続きを明確にすることに的を絞ったガイダンスを公表することを約束しています。

2028年10月1日までに限定保証要求を合理的保証に移行するオプションは、この提案で削除されました。

EUタクソノミー規則改正案

将来のCSRDの適用対象企業（従業員数1,000人以上の大企業）で、売上高が4億5,000万ユーロ以下で、かつ、企業の活動がタクソノミー規則の下で環境的にサステナブルな経済活動と関連していると主張する大企業に対して、タクソノミー報告規則の遵守コストを完全に排除する「オプトイン（opt-in）」制度の導入が提案されています。

平均従業員数が1,000人超、売上高が4億5,000万ユーロ超の大企業は、報告が義務付けられています。

パッケージの一部として、ECは、タクソノミー開示、気候および環境委任法の改正案に関するパブリックコンサルテーションも開始しました。コンサルテーションのコメント期間は2025年3月26日までとなっていました。このコンサルテーションにおいて、ECは以下を提案しています。

- レポートテンプレートを簡素化し、データポイントを約70%削減すること。
- 企業が、事業にとって財務的に重要でない経済活動のタクソノミー適格性（Taxonomy-eligibility）および適合性（alignment）の評価を免除すること（例：総売上高、資本支出、または総資産の10%を超えないもの）。
- 汚染の防止と管理のための「重大な害を及ぼさない」（DNSH）基準を簡素化するための2つの代替アプローチ、つまり、すべての経済セクターにおける化学物質の使用と存在に関連する要件の合理化に焦点を当てること。

企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）改正案

2024年7月に発効したもののまだ実施されていないCSDDDの目的は、企業の事業およびグローバル・バリューチェーン全体で、サステナブルで責任ある企業行動を促進することです。CSDDDは、企業のデューデリジェンス義務を確立し、その中核的な要素は、企業自身の事業、子会社、およびバリューチェーンに関連する場合にはビジネスパートナーの事業における、潜在的および実際の人権ならびに環境への悪影響を特定し、対処することです。さらにCSDDDは、パリ協定の2050年気候中立目標および欧州気候法に基づく中間目標に沿った気候変動緩和へ向けた移行計画を、大企業が最善の努力を通じて採用し、実施する義務を定めています。

全世界で1,000人以上の従業員と4億5,000万ユーロ超の売上高を持つ、EUの大規模な有限責任会社およびパートナーシップに、CSDDDの適用が義務付けられています。また、EU域内で売上高が4億5,000万ユーロ超のEU域外大企業にも適用されます。

オムニバス提案の下で、ECはCSDDDに以下の改正を提案しています。

- CSDDDの第1段階の要求事項の実施時期を1年延期し、2028年7月26日とすること。
- 企業のデューデリジェンス活動を企業自身の事業、子会社、およびバリューチェーンの活動に関連する場合は直接のビジネスパートナーに限定し、間接的なビジネスパートナーの詳細な評価は、企業が悪影響を示唆する情報を保持している場合にのみ必要とすること。
- 最終手段としてサプライヤーとの取引関係を終了する義務を撤廃し、その代わりにサプライヤーの事業運営に深刻な影響がある場合、取引関係を停止すること。
- ステークホルダーの範囲を、労働者とその代表者、および企業、その子会社、ならびにビジネスパートナーの製品、サービス、企業運営によって直接影響を受ける、またはその可能性のある権利若しくは利益を持つ個人、コミュニティに縮小すること。
- 実施されているデューデリジェンスプロセスの特定の段階にある、関連するステークホルダーとのみとのエンゲージメントを企業に要求すること。
- デューデリジェンスの適切性と有効性の評価頻度を1年から5年に延長すること。
- 金融サービスや投資活動に関する規制について、金融機関に対して追加のサステナビリティデューデリジェンスの要求事項を考慮しないこととすること。
- 移行計画の要件をCSRDとより整合させること。

次のステップ

ECの提案は欧州議会と欧州連合理事会に提出され、EUの通常の立法手続きの下で精査されます。これにより提案が修正される可能性があります。最終決定され採択されれば、この法律はEU官報に掲載された後に発効し、加盟国で法制化される必要があります。

詳細情報

オムニバスプロポーザルについてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンラインライブラリです。[iGAAP on DART](#)はIFRS基準の全文にアクセスが可能であり、以下のリンク先があります：

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル、IFRS基準に基づく報告のガイダンスを提供します。
- IFRS会計基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表。

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告に関する章](#)は、企業の価値を大幅に高めることができる、より広範な環境、社会、ガバナンスの問題に照らして企業が考慮しなければならない開示要求および推奨事項に関するガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むiGAAP on DARTの詳細については、[こちら](#)をクリックしてください。

主要連絡先

グローバルIFRSおよびコーポレート・レポーティングリーダー

Veronica Poole

ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRSセンターオブエクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
Canada	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
Mexico	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
Asia-Pacific		
Australia	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
China	Mateusz Lasik	ifrs@deloitte.com.cn
Japan	Kenichi Yoshimura	ifrs@tohmatu.co.jp
Singapore	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
Denmark	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
France	Laurence Rivat	ifrs@deloitte.fr
Germany	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
Italy	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
Luxembourg	Jeremy Pages	ifrs@deloitte.lu
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	ifrs@deloitte.nl
South Africa	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
Spain	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
Sweden	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
Switzerland	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	deloitteifrs@deloitte.co.uk

原文（英語）：

[iGAAP in Focus — EU Commission proposes significant reduction in sustainability and due diligence reporting requirements](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数の指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301